

令和4～6年度 社会活動振興バスの運行ルールについて

1. 運行基準について

項目	基準	備考
1日の走行距離	400km以内	1日の走行距離が250kmを超える場合のバス料金は、利用団体の負担になります。また、基準を超える場合は運転手が2名配置となります。2名配置にかかる経費については、利用者負担となります。
1日のドライバー拘束時間	15時間以内	
運行時間	AM5:00～PM10:00の間で13時間まで	
連続利用	最大2日間まで	やむを得ず2日間を超える連続利用の場合、経費負担は利用団体となります。
利用人数	15名以上	人数に満たない場合はご相談ください。
車種	小型(15～22名) 中型(23～27名) 大型(28～55名)	配車による都合でご希望に添えない場合があります。
年間利用回数	3回まで	町・教育委員会・学校を除きます。

2. 実費負担について

(1) 1日の走行距離が250kmを超過した場合のバス料金は、利用団体に実費を負担していただきます。

①超過分実費の算出方法(距離、時間単価については令和5年11月に改定)

- ・利用の実績により超えた分の「時間」と「距離」に単価を掛けたものを合算し、消費税を加えて積算します。
- なお、金額は下の表を「目安」としてください。

バス種別/単価(税別)	利用人数	距離		時間
		(1km単価)	(10km毎単価)	(1時間単価)
小型バス	15～22名	120円	1,200円	5,100円
中型バス	23～27名	165円	1,650円	5,820円
大型バス	28～55名	180円	1,800円	6,820円

※1 端数の計算

- ・距離～端数は切り上げ
- ・時間～30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は切り上げ

※2 距離の積算方法は、実走距離を積算します。

実走距離とは、利用者が乗車してから降車するまでの距離をいいます。

※3 時間の積算方法は、走行距離が250kmを超えた時点から積算されます。

②計算例 大型バスを利用し、1日の走行距離が285kmで55分超過した場合

距離の運賃	1km単価(180円) ×40km =7,200円(A) ※250kmを超える分は35kmですが、端数5km分については、10kmに切り上げ40kmで計算します。
時間の運賃	1時間単価(6,820円)×1時間=6,820円(B) ※超過時間(55分)が30分以上のため、1時間に繰り上げて計算します。
利用団体実費負担額14,020円[(A)+(B)]+消費税10%=15,422円(端数は四捨五入)	

注)距離の運賃では、わかやすくするため計算上1km単価で算出をしています。

(2) 運行に伴う「高速道路の利用」、「駐車場の利用」、「運転手の宿泊」等の料金は、利用団体の負担となります。

(3) 2名配置の場合、車種にかかわらず、距離単価に10円/km、時間単価に2,200円/時間が加算されます。

●ご不明な点がございましたら、ゆめホール知床までご連絡ください。TEL22-2222